

○松阪市議会政策討論会実施要綱

平成24年10月18日議会告示第7号

令和元年12月20日議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第14条第2項の規定に基づき、松阪市議会が実施する政策討論会について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 政策討論会は、議員全員をもって構成する全体会（以下「全体会」という。）及び各常任委員会に所属する委員をもって構成する分科会（以下「分科会」という。）とする。なお、必要があると認めるときは、他の分科会と合同で構成することができるものとする。

2 全体会の座長は議長とし、副座長は副議長とする。

3 分科会の座長は当該常任委員会の委員長とし、副座長は当該常任委員会の副委員長とする。ただし、第1項後段による場合には、座長、副座長は当該分科会の委員長及び副委員長で協議し、決定するものとする。

(手続)

第3条 議員から全体会で議題にしようとする案件がある場合は、会派に所属する議員にあつては当該議員の所属する会派の代表者が取りまとめ、議会運営委員会に提出する。また、会派に所属しない議員にあつては、議長に議題を申し入れ、議長が議会運営委員会に提出する。

2 分科会で議題にしようとする案件がある場合は、当該常任委員会委員長が取りまとめ、議会運営委員会に提出する。

3 全体会及び分科会の開催及び議題は、議会運営委員会において協議し決定する。

(実施)

第4条 全体会及び分科会は、議会運営委員会からの要請に基づき、座長が招集し、これを主宰する。

2 全体会及び分科会での議題は、提出議員において概要説明をするものとし、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

3 全体会及び分科会は、原則公開とする。

(記録及び公表)

第5条 全体会及び分科会の記録は、要点記録とし、概要を市議会のホームペ

ージに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会改革特別委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。